障害は、「欠陥」でも、「故障」でもないでしょ！！

メル友から「何で養護学校は、小学部、中学部、高等部なのでしょうね。」とのこと。
どうして「部」呼称なのか、確認しておきたくなった。
学校教育法第 71 条「養護学校は、それぞれ盲者（強度の弱視者を含む。以下同じ。）、聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。」
第 72 条「盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。……。」第 71 条の２「前条の盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める。」

ちょっと待ってよ！障害は「心身の故障」であり、「欠陥」なの？
時代遅れも甚だしい表現語彙が記載され続けているのに驚き！と、落胆！
その訳は、2001 年に WHO の障害分類定義も改訂され、日本の障害観、障害児教育観も大きく近年変わってきているだけに、てっきり法改定されていると思っていた。
養護学校では「準ずる教育」の表現も気になる。個々の子どもの能力に適切に対応・指導するのが教育であれば、「準ずる」という言葉は、必要ない。「準ずる」を使う背景に、まだ、一般社会の傲慢さが匂う。
また、各県の教員の採用試験のため、こうした法文を受験生はイヤというほど目にし暗記もしているはず。教師を目指す受験生が、知らず知らずの内にこうした時代遅れの障害児観を持ち教育現場に立つのかと思うと、たまったものでない。
教員養成の大学は、日本にあまたあるはず。こうした大学の教授、助教授は、社会的な影響力もあり、また、それぞれの学会に所属しているはず。各学会名で、まずは「欠陥」、「故障」の語彙の削除の声をあげるべきでないだろうか。（Dr のある学会は、医療的ケアに関して、即、意見具申しているのに比べ…、悲しきかな…。）
現場の先生方も障害のある子どもに接して、障害児の教育観も変わっているはず。なぜ、自分たちの責務に関係する法改訂に声をあげないのだろうか。受験用勉強は、採用されるためだけと割り切れるほど器用なのだろうか。まか不思議というしかない。
教育界の自称専門家の時代の流れを感じるとるこの嗅覚の鈍さ、あなたはどう思いますか？

追伸：この記事を目にし、いただいたメル友からのコメントからのコメントは、「雑学 BN」の「メル友・コメント等関係（Ⅱ）」の「障害は、『欠陥』でも、『故障』でもないでしょ！！へのコメント」に掲載していますので、参考までにご覧ください。
また、この記事記載の後日の１２／８に提出された中央教育審議会の答申の中に、「欠陥」、「心身の故障」の用語の見直しに触れられた項目がありますので、その記載のある答申の２８ P を次の P に貼付しますので、参照ください。

（2005 年 11 月 14 日　記）

５．法令上の用語等の見直しについて

現在の学校教育法における特殊教育の規定にある「欠陥」や「心身の故障」等の語については、特別支援教育の理念にふさわしくないと考えられることから、特別支援教育への転換に伴う法令上の用語等の見直しについて法制的な検討を行う必要がある。

６．国の役割について

国においては、以上のような制度的な見直し等を進めるに当たり、各都道府県・市町村の教育委員会や各学校に対して、見直し等の全体像や移行スケジュールを含む明確な方針を適時・適切に提示することにより、円滑な移行が図られるようにすることが必要である。

また、特別支援教育に係る制度的な見直し等を進めるに際しては、引き続き教育の機会均等及び教育水準の維持向上が図られることが重要である。このような観点から、義務教育費国庫負担制度の改革の動向等を踏まえつつ、教職員配置等の所要の条件整備についても併せて検討する必要がある。その際、盲・聾・養護学校（特別支援学校（仮称））等に就学する幼児児童生徒の保護者に係る経済的負担については、引き続きその軽減に努めることが重要である。

さらに、特別支援教育を取り巻く状況の変化等を踏まえ、政策的ニーズの高い